

**第1回盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法協議会
議 事 録**

1 開催日時 平成27年10月28日（水）14：00～15：20

2 開催場所 盛岡市役所玉山総合事務所3階大会議室

3 出席者

(1) 協議会構成員（委員）

盛岡市 環境部長 伊藤 純

盛岡市 農林部長 畑澤 修一

盛岡市 玉山総合事務所事務長 小原 俊彦

盛岡市 農業委員会事務局主幹兼局長補佐 宮崎 敏史 ※代理出席

エコ・パワー株式会社 事業開発一部部長 長澤 烈士

山谷川目牧野利用者 千葉 石太郎

山谷川目自治会 会長 山内 一男

日戸自治会 会長 廣内 久行

岩手大学地域防災研究センター 客員教授 齋藤 徳美

(2) オブザーバー

岩手県 盛岡広域振興局農政部農政推進課主査 中野 綾

岩手県 盛岡広域振興局林務部森林保全課主査 溝上 賢太郎

岩手県 盛岡広域振興局保健福祉環境部環境衛生課主任主査 加藤 研史

(3) 事務局・関係者

盛岡市 環境部次長 根本 俊英 ほか9名

エコ・パワー株式会社 2名

コスモエンジニアリング株式会社 2名

(4) 傍聴者等

報道機関 1社1名

4 配布資料

資料1 盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法協議会名簿

資料2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要

資料3 姫神ウインドパーク事業計画の概要

資料4 盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法協議会規約（案）

資料5 盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法協議会予算書（案）

資料6 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（案）

5 会議の概要

	1 開会
事務局	開会を宣言。(会長選出までの間、事務局が議事進行を担当。)
	2 あいさつ
盛岡市	主宰者である盛岡市を代表して環境部長伊藤よりあいさつ。
	3 出席者紹介(資料1)
事務局	事務局より、協議会構成員及びオブザーバーを紹介。
	4(1) 農山漁村再生可能エネルギー法について(資料2)
事務局	事務局より、制度の概要、協議会の位置づけ等について説明。
全構成員	質問、意見なし。
	4(2) 姫神ウィンドパーク事業計画について(資料2)
エコ・パワー(株)	エコ・パワー(株)事業開発一部部長より、事業計画について説明。 説明の概要は次のとおり。
	① 姫神ウィンドパーク事業概要
	・事業主体者：エコ・パワー(株)
	・事業内容：固定価格買取制度に則った風力発電による売電事業
	・事業計画地：風車設置 盛岡市玉山区 (山谷川目牧野及び周辺地域) 変電設備 盛岡市下米内
	・事業規模：合計出力 18,000kW (2,000 kW×9基)
	・風況：年平均風速 6.9m/s (ハブ高80m推定) 主風向 南西方向
	・概算事業費：総事業費 約60億円(工事費+設備費用) ※現時点での想定。詳細設計後に確定予定
	② 計画地の選定理由
	・風力発電に適した風況にあること。
	・計画地までの道路が整備されていること。
	・周辺に民家もなく大規模な事業が可能であること。
	・市の中心部から近く普及啓発効果が高いこと。
	③ 現在までの経緯について
	2000年6月 自社風況観測調査の開始 (略)
	2015年6月 東北電力(株)系統連系承諾書受領
	10月 環境影響評価書確定通知書受領

④ 基数配置について

環境に与える影響等を考慮し、当初計画の20基を順次縮小して9基に決定。

⑤ 事業の波及効果

- ・エネルギー代替・環境効果：二酸化炭素削減量 約28,000t-CO₂/年
- ・観光・教育効果：地元観光施設との協調，見学会の開催など
- ・経済効果：固定資産税収入，建設・維持管理の地元発注

⑥ 視察・観光・社会科見学等の受入

観光や子供達への環境教育の場として活用。

⑦ 地域貢献

防災への貢献，自然エネルギーの普及への寄与の観点で検討。

⑧ 建設予定の風力発電機について

- ・型式：水平軸式プロペラ型
- ・定格出力：2,000kW
- ・ブレード枚数：3枚
- ・ローター直径：86m
- ・ハブ高さ：78m
- ・タワー直径：4.2m（最大）など

⑨ 送電設備イメージ

敷設方法はコンクリート柱による架空方式及び地下埋設とする。

⑩ 実現に向けた主な手続き

- ・許認可手続き
農振除外（農振法），農地転用（農地法），林地開発（森林法）等
→現行法又は農山漁村再エネ法により28年度早々の完了を目指す。
- ・地権者との合意形成
計画地内地権者からは概ね事業への同意を取得済み
→工事前に土地賃貸借契約
- ・東北電力の系統連系枠の確保
系統連系承諾書を取得済。
- ・環境影響評価手続き
経済産業省より確定通知書を受領済。縦覧手続中（11/16まで）

⑪ 概略スケジュール

今後は詳細設計，土地賃貸借契約，許認可手続きを経て，平成28年度内に発注・着工を計画。平成30年度末の運転開始を目標。

全構成員	質問，意見なし。
	5 (1) 協議会規約の制定について (資料4)
事務局	事務局より，協議会規約案について説明。
全構成員	異議なし。
事務局	全会一致により原案どおり協議会規約を制定する。 (以下，協議会構成員を規約に基づき委員と称す。)
	5 (2) 協議会役員の選出について
事務局	事務局より，会長及び副会長の選出に係る事務局案の提示について協議会の了解を求める。
全委員	異議なし。
事務局	事務局より，会長に齋藤徳美委員，副会長に廣内久行委員を選出する案を提示。
全委員	異議なし。
事務局	全会一致により，会長に齋藤徳美委員，副会長に廣内久行委員を選出する。
	規約に基づき，議事進行を事務局から会長に移管。
齋藤会長	規約に基づき，会長権限により大山浩一委員を監事に指名。
	5 (3) 協議会予算案の承認について (資料5)
齋藤会長	事務局に説明を求める。
事務局	事務局より，協議会予算案について説明。
全委員	異議なし。
齋藤会長	全会一致により原案どおり協議会予算案を承認する。
	5 (4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域について (資料6)
齋藤会長	事務局に説明を求める。
事務局	事務局から，再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域案について説明。説明の概要は次のとおり。
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画に記載する区域は，山谷川目牧野とそれに隣接する山林に位置する区域とする。(地番，地目，面積等を一覧表に示す。) ・1号風車から4号風車までは風車部分のみ，5号風車から9号風車までは風車，作業ヤード及び管理用道路部分を区域とする。(位置及び形状を図面に示す。) ・この区域で風力発電事業を実施することに関しては，環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価を実施済みであり，平成27年10月9日に経済産業省から確定通知を受領していること。

- ・ 1号風車から4号風車の区域は農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内の農用地に位置するため、エコ・パワー(株)が並行して「農振除外」の手続きを進めていること。

(以下、発言の要旨を記す。)

齋藤会長

地元の関係者へは説明のうえ、了承を得ていると理解してよいか。

長澤委員

お見込みのとおりである。

伊藤委員

1号風車から4号風車までの区域と、5号風車から9号風車までの区域の形状が異なる理由は何か。

長澤委員

1号風車から4号風車までは農用地に位置し、建設時に必要な作業ヤードや作業用道路は建設後に原状復旧させることから、風車部分のみの区域となっている。山林に位置する5号風車から9号風車については、作業ヤードや作業用道路をそのまま残す。なお、傾斜地につき切土や盛土を行うが、これらも最低限の改変に留める設計である。

伊藤委員

1号風車から4号風車の維持管理に道路は必要ないのか。

長澤委員

山谷川目牧野の利用者や管理者が日常的に自動車で乗り入れている柵沿いの通路部分を、風車の管理でも利用することで了承を得ている。

伊藤委員

見学を行う場合は、管理用道路のある5号風車以降となるのか。

長澤委員

基本的には全体を見やすい場所で見学には対応することになるだろう。見学の場所や最低限必要な設備についても今後検討していきたい。

齋藤会長

1号風車から4号風車については、完成後に事故等による修繕に伴う機材運搬の必要が生じた場合は、作業用道路の設置について改めて所定の手続きを行うということか。

長澤委員

仮に大規模修繕が必要となった場合は、農地の一時転用の手続きを行った上で着手することになる。

廣内副会長

1号風車から4号風車までの送電線は地下埋設になるのか。

長澤委員

お見込みのとおりである。

宮崎農業委員会

送電線の地下埋設には農地法3条に基づく区分地上権の設定、作業ヤード及び作業用道路等の仮設には5条に基づく一時転用許可が必要となるので、設計の確定後早い段階で農業委員会に協議してほしい。

長澤委員

了解した。

齋藤会長

地元への効果としては再生可能エネルギーの普及、固定資産税収入などはあると思うが、発電事業による地元雇用の創出は見込まれるのか。

長澤委員

風車は遠隔管理が可能であり大人数の雇用は現実的ではないが、風車と連系地点の間に常駐の自社管理棟の設置も検討しており、地元で対応可能

な人材がいれば採用を考えたい。また、地元企業との協力関係を通じて間接的に地域経済へ貢献できればと考えている。

廣内副会長

地元自治会としてはすぐに連絡がとれる事務所などが設置されることを望む。

長澤委員

管理体制の詳細は今後の検討となるが、長期の事業でもあることから地域とのつながりを大切にしていきたい。

齋藤会長

化石燃料や原子力の利用には限界があり、再生可能エネルギーの普及なくして次世代への責任は果たせないと考えている。発電事業者には大きな社会的責任があり、行政も地域の環境や産業との調和を図っていくことが必要となる。そのためには話し合いの場が必要であり、そういった認識の下にこの協議会でも協議を進めていきたい。

小原委員

発電を行いながら地域にも利益を還元するのが法の趣旨かと思うが、還元先は「農林漁業」に限るのか。

事務局

必ずしも農林漁業に限るものではないと考えている。

小原委員

農林漁業に限らず各種事業も支援できれば、より地域のためになる。

また、地域の範囲については「盛岡市」か「玉山区」か、さらに地元の「地区」なのか、今後明確にしていく必要があるだろう。

齋藤会長

基本的には「盛岡市」の「農林漁業」の発展を主として関連事業を支援することになるだろうが、地元地区としても市に対して大いに要望してよいと思う。また、還元の方法としては、売電収益の一部を地元自治体に繰り入れる例も全国的には出てきている。

伊藤委員

国のガイドラインとしてはそのような方向性が示されている。

齋藤会長

他に質問、意見がなければ、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域については、原案どおりとしてよろしいか。

全委員

異議なし。

齋藤会長

全会一致により原案どおり再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域を決定する。

全議題終了により、議事進行を事務局に移管。

6 その他

事務局

事務局より、次回の協議会は平成28年1月に開催する旨を連絡。

7 閉会

事務局

閉会を宣言。

以上